

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた職業能力開発校等の円滑な運営を確保することを目的として、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第63条第1項第2号に基づき行う職業能力開発校設備整備費等補助金の支給に関し、その施設及び設備の災害復旧に要する経費に関する令和7年度の特例を定めるため、雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号。以下「令」という。）の改正を行う（令和5年度の特例については令の一部改正により令和6年2月26日に公布・施行、令和6年度の特例については令の一部改正により同年3月29日に公布、同年4月1日施行済み）。

2. 改正の概要

- 新潟県、富山県、石川県及び福井県（※）が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費については、令和7年度においても、職業能力開発校設備整備費等補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げるものとする。

【現行制度（令和6年度の特例）の概要】

新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和6年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費については、令和6年度においても、職業能力開発校設備整備費等補助金の補助率を1/2から2/3に引き上げるものとする。

- ※ 令和6年能登半島地震に関し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に公共職業能力開発施設を設置する都道府県について、補助率引き上げの対象とする。（具体的な施設は、別紙参照）

負担割合	国	都道府県
原則	1/2	1/2
特例	2/3	1/3

3. 根拠条項

法第63条第2項

4. 施行期日等

公布日：令和7年3月下旬（予定）

施行期日：令和7年4月1日

(別紙)

- 令和6年能登半島地震により著しい被害を受けた公共職業能力開発施設を設置する都道府県（具体的には災害救助法が適用された市町村に公共職業能力開発施設を設置する都道府県）について、補助率引き上げの対象とする。

※ 対象都道府県に所在する施設は、以下の13カ所であり、このうち災害救助法が適用された市町村に所在するものは11カ所（下線）。なお、各施設が補助率引き上げの対象に含まれるかどうかは、条文上の「著しい被害を受けた」という文言の下で、災害救助法の適用がある市町村に所在する施設であるかどうかにより判断する。

(新潟県)

- ・ 新潟テクノスクール（新潟県新潟市）
- ・ 上越テクノスクール（新潟県上越市）
- ・ 三条テクノスクール（新潟県三条市）
- ・ 魚沼テクノスクール（新潟県魚沼市）

(富山県)

- ・ 技術専門学院（富山県富山市）
- ・ 技術専門学院 砺波センター（分校）（富山県南砺市）
- ・ 技術専門学院 新川センター（分校）（富山県黒部市）

(石川県)

- ・ 金沢産業技術専門校（石川県金沢市）
- ・ 小松産業技術専門校（石川県小松市）
- ・ 七尾産業技術専門校（石川県七尾市）
- ・ 能登産業技術専門校（石川県鳳珠郡能登町）

(福井県)

- ・ 福井産業技術専門学院（福井県福井市）
- ・ 敦賀産業技術専門学院（福井県敦賀市）